

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月5日から41年1月28日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、A事業所(現在はB事業所)に勤務していた申立期間について、昭和41年2月17日に脱退手当金が支給済みであることを知った。
私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受給もしていない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所から年金制度の説明を受けたが、脱退手当金の請求は行わなかった。」と主張しているところ、B事業所は、「当時、退職時に厚生年金保険制度についての説明を行い、脱退手当金受給希望者についてのみ代理請求を行っていた。」と回答しており、申立内容と一致している上、申立人の脱退手当金は昭和41年2月17日に支給決定されているが、その約3か月後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者になっていることなどから、申立人が、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求期間となっている。しかしながら、4回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月1日から38年4月1日まで
社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和34年11月1日から38年4月1日までの計41月について、38年7月19日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。
私は、脱退手当金の支給申請も行っておらず、受領もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所を退職する際に、脱退手当金について説明を受けておらず、退職後すぐに別の事業所で勤務したため請求はしていないと主張しているところ、社会保険庁(当時)の記録によると、申立人は、A事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和38年4月1日時点において、すでにB事業所において厚生年金保険(当時は共済年金)の被保険者となっていることが確認できることなど、申立人が、B事業所に勤務しながら、申立期間に係る脱退手当金を請求するのは不自然である。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和38年4月の前後5年程度(10年間)の期間内に資格喪失した脱退手当金の受給資格を満たした女性7人のうち、脱退手当金が当時支給されているのは申立人のみであることなど、事業主による代理請求が行われたとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から同年7月4日まで
② 昭和42年4月1日から44年12月31日まで

A事業所に勤務した昭和40年4月1日から同年7月4日までの期間及びB事業所C支店に勤務した期間のうち、42年4月1日から44年12月31日までの期間について、厚生年金保険の脱退手当金が支給済みとなっているが、私は、脱退手当金の支給申請手続きを行っておらず、受給した記憶も無い。両申立期間について脱退手当金の支給済み記録を取消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人がB事業所C支店に勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（50月）のうち、申立期間②を除く、昭和40年10月20日から42年4月1日までの期間（18月）については、その計算の基礎とされておらず、申立人が継続して勤務した期間のうち、一部の厚生年金保険の被保険者期間を残して脱退手当金を請求したとは考え難い上、当該被保険者期間と申立期間①及び②の被保険者期間が、同一の年金手帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上においても不自然である。

また、B事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人がB事業所C支店を退職した前後3年以内に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できる女性71人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる者は31人である上、会社が手続きを行ってくれたと証言している12人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から8か月以内

に支給されているところ、申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日から1年経過後の昭和46年1月8日に支給された記録となっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年10月1日から17年11月1日まで
② 平成16年12月24日

A事業所において、両申立期間に係る給与及び賞与から控除された厚生年金保険料額が年金事務所の記録上の標準報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料と相違している。

実際に給与及び賞与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらのいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成16年10月から17年4月までの期間については、申立人が所持するA事業所発行の当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成17年5月から同年10月までの期間については、当該期間に係る前述の給与明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準

報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当該期間に係る報酬月額が、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間②については、申立人が所持する当該期間に係る賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における標準賞与額と一致していることが確認できる。

加えて、申立事業所が加入するB厚生年金基金から提出のあった申立人に係る厚生年金基金加入台帳における両申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案550

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月から27年3月まで
② 昭和27年7月10日から同年9月16日まで
③ 昭和28年1月20日から同年2月1日まで

私は、昭和25年10月ころから28年4月までの期間において、A事業所（後の、B事業所）及びC事業所に勤務し、私の義兄の助手として継続してD業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い期間がある。

すべての申立期間について、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の義兄の助手として勤務していたと主張しているところ、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の義兄に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できること、及び申立人の姉は、「私は、末っ子が生まれて間もない昭和26年2月ころに、子供3人と一緒に夫（申立人の義兄）が住んでいたD都道府県に引っ越した。後に、弟（申立人）をE都道府県から呼び寄せ、6人で暮らし始めた。夫と弟は、常に一緒に仕事をしていた。」と供述していることなどから判断すると、申立期間①当時、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は、既に廃業しており、申立期間①当時の事業主も死亡していることから、廃業当時の事業主に照会したものの、「平成15年に会社は倒産しており、当時の関連資料は残っていない。」と供述しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保

除料の控除を確認できる関連資料及び供述等は得られない。

また、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者期間の確認できる者に照会しても、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間①において、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立人の義兄の助手として一緒に勤務していたとしているところ、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の義兄に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者から申立人の勤務期間について具体的に確認できる供述は得られない上、当該被保険者名簿において、申立人が昭和27年7月10日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、当該資格喪失日の記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、C事業所は、既に廃業しており、申立期間②当時の事業主も死亡していることから、同事業所の清算人に照会したものの、「申立期間②当時のことは全く分からない。関連資料も現存していない。」と供述しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述等は得られない。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者期間の確認できる者に照会しても、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

- 3 申立期間③について、申立人は継続して勤務したと主張しているものの、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和28年1月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、一緒に勤務したとする申立人の義兄も同年1月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、A事業所は、既に廃業しており、申立期間③当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述等は得られない。

さらに、A事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者期間の確認できる者に照会しても、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

4 このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、すべての申立期間について、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、オンライン記録にある厚生年金保険被保険者の記録以外に申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月1日から46年2月1日まで
A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた昭和40年10月から46年1月までの期間について、厚生年金保険に加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B事業所は、「A事業所は、昭和58年11月に同社の前経営者からC事業所が買収した後、『B事業所』と名称を変更して現在に至っている。営業を継続しているが、買収する以前の人事記録等は引き継いでおらず一切不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、所在の判明した12人に照会したところ、申立人が名前を記憶する者を含む10人から回答が得られたものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したところ、昭和38年4月1日から47年1月1日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、D都道府県E市区町村の国民健康保険の記録によると、申立期間当時、申立人は国民健康保険に加入していたことが確認できる

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から15年9月1日まで

平成13年10月から15年8月末までの期間において、A事業所に勤務していた。当該期間について、社会保険事務所（当時）の記録上の標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。実際の給与支給額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金口座通帳の写しにより、申立人が申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額9万8,000円を超える給与支給額を得ていたことは確認できるものの、当該標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額の保険料が申立人の給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る源泉徴収票、給与支給明細書等の関連資料を所持しておらず、A事業所も既に廃業していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、B市区町村は「申立人の申立期間における収入と社会保険料控除額が確認できる資料は保存年限を経過しており、提出できない。」としており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、オンライン記録において標準報酬月額が遡及^{そきゅう}して訂正されたなど不自然な形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。